

ごみ搬入量の推移はどうなっているの？



～環境データの詳細は公式サイトで公表しています～

令和元年度に構成市町から搬入された燃やせるごみの量は、61,682.76トンで、これは、前年度と比べ538.12トン、0.9%の増量となっています。
3R（リデュース、リユース、リサイクル）を推進し、引き続きごみの減量化にご協力をお願いします。

単位：トン

	平成29年度	平成30年度	令和元年度
青梅市	28,898.33	28,700.57	29,150.24
福生市	11,775.25	11,774.03	11,769.88
羽村市	11,726.16	11,787.78	12,018.79
瑞穂町	8,988.34	8,882.26	8,743.85
合計	61,388.08	61,144.64	61,682.76

ごみ焼却処理に伴う排出ガスの測定結果の状況は？

■ 排出ガス測定結果 下の表は、令和元年度に実施した排ガス測定の結果です。すべての項目において、法規制値ならびに公害防止協定制値を下回っています。

※ **ダイオキシン類・・・公害防止協定の全面改定により、令和元年5月8日以降の測定値については、協定制値(0.05ng-TEQ/m³N)、協定目標値(0.01ng-TEQ/m³N)が適用されます。**

項目	硫黄酸化物	窒素酸化物	ばいじん	塩化水素	水銀	ダイオキシン類	
単位	ppm	ppm	g/m ³ (N)	ppm	μg/m ³ (N)	ng-TEQ/m ³ (N)	
法規制値	(約440)	250	0.08	430	50	1	
公害防止協定制値	30	50	0.02	25	—	0.05 ※	
公害防止協定目標値	10	40	0.01	10	—	0.01 ※	
1号炉	R1.5.29	<1	29	<0.001	8	<5.0	0.0052
	R1.10.11	<1	30	<0.001	9	<5.0	0.0060
	R2.2.18	<1	31	<0.001	7	<5.0	—
	R2.3.3	1	27	<0.001	7	5.7	0.0073
2号炉	H31.4.26	<1	28	<0.001	7	<5.0	0.0043
	R1.6.7	<1	26	<0.001	12	15	0.0046
	R1.9.4	<1	29	<0.001	7	<5.0	—
	R2.1.9	<1	38	<0.001	8	<5.0	0.0090
3号炉	R1.7.18	<1	29	<0.001	7	<5.0	0.0042
	R1.8.2	<1	34	<0.001	9	<5.0	—
	R1.11.19	<1	29	<0.001	5	7.3	0.0031
	R1.12.12	<1	37	<0.001	6	<5.0	0.0045

■ 大気環境中のダイオキシン類測定結果 単位:pg-TEQ/m³

採取場所	採取日		H30.6.19～		R1.7.4～		R2.6.18～	
	H30.6.20	R1.7.5	R2.6.19	R1.7.5	R2.6.19	R2.6.19	R2.6.19	
環境基準値	0.6							
羽村市立羽村第三中学校	0.011	0.013	0.014					
羽村市立松林小学校	0.031	0.013	0.012					
羽村市立あさひ公園	0.011	0.012	0.012					
瑞穂町立瑞穂第四小学校	0.012	0.015	0.011					
瑞穂町富士見公園	0.011	0.014	0.011					

左の表は、西多摩衛生組合周辺の大気環境中のダイオキシン類測定結果（夏季測定分）です。測定結果は、24時間の試料採取によるもので、各地点とも環境基準値を下回っています。西多摩衛生組合は、今後も公害防止対策の充実を図り、法規制値および地元協議会と交わしている公害防止協定を遵守していきます。

西多摩衛生組合

2020年
(令和2年)
9月発行 No.31



公害防止協定に基づく広域支援説明会のお知らせ

西多摩衛生組合は、令和2年8月11日に、小平・村山・大和衛生組合（構成市：小平市・東大和市・武蔵村山市）から、多摩地域ごみ処理広域支援体制実施協定に基づく、可燃ごみ処理の支援依頼を受けました。小平・村山・大和衛生組合では、既存のごみ焼却施設の老朽化に伴い、新ごみ処理施設への施設更新を進めています。建設期間中も一部の焼却炉を稼働させ、ごみ処理を継続していく計画ですが、構成市の可燃ごみを全量処理できないため、令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間、約4,000トンの可燃ごみの広域処理を当組合に依頼することとしました。

このことから、8月24日に開催された西多摩衛生組合正副管理者会議において協議した結果、広域支援協定の相互扶助の趣旨を尊重し、支援依頼に応じていくため、小平・村山・大和衛生組合との当事者間協議や、羽村九町内会自治会生活環境保全協議会および瑞穂町環境問題連絡協議会と搬入措置対応に関する協議を進めて行くことが確認されました。

つきましては、羽村・瑞穂両協議会区域にお住まいの皆さまを対象に、公害防止協定に基づく説明会を開催しますのでお知らせします。

- 日時 令和2年9月27日（日）午前10時から
- 会場 西多摩衛生組合 管理棟2階 大会議室
- 内容 小平・村山・大和衛生組合の広域支援について
- 対象 下記の区域内にお住まいの方

羽村九町内会自治会生活環境保全協議会区域	瑞穂町環境問題連絡協議会区域
双葉富士見町内会	西三丁目町内会
双葉町松原町内会	松原町町内会
神明台上町内会	長岡町町内会
神明台住宅自治会	旭が丘自治会
都営神明台自治会	さかえ町町内会
緑ヶ丘三丁目町内会	富士見町町内会
東台町内会	南平町内会
富士見平第一町内会	
UR羽村団地自治会	

※ 上記区域外にお住まいの方は、説明会会場に入場できません。（1階ホールにて会場内説明を音声放送します。）

※ 新型コロナウイルス感染拡大防止のため、マスクの着用、手指の消毒および一定距離の確保（ソーシャルディスタンス）、入場前に管理棟1階ホールでの検温にご協力をお願いします。

※ 説明会にお車でご来場の方は、西多摩衛生組合環境センターの駐車場をご利用ください。

公害防止協定書第1条第3号（対象ごみ）

工場に搬入するごみは、西多摩衛生組合を構成する青梅市、福生市、羽村市及び瑞穂町の行政区域内から排出される可燃ごみ及び西多摩衛生組合が別に加盟する「多摩地域ごみ処理広域支援体制」に基づき相互支援のために持ち込まれるごみとする。なお、後者については、緊急事態での広域支援の場合には、西多摩衛生組合の搬入措置対応を羽村九町内会自治会生活環境保全協議会、瑞穂町環境問題連絡協議会に報告し、対処し、あらかじめ計画された広域支援の場合には、羽村九町内会自治会生活環境保全協議会、瑞穂町環境問題連絡協議会に報告し、搬入措置対応を協議する。

編集・発行 西多摩衛生組合 2020年（令和2年）9月発行【No.31】

（構成団体 青梅市・福生市・羽村市・瑞穂町）

■ 西多摩衛生組合環境センター

住所：〒205-0012 東京都羽村市羽4235
TEL：042-554-2409 FAX：042-554-2426

■ フレッシュランド西多摩

住所：〒205-0012 東京都羽村市羽4225
TEL：042-570-2626 FAX：042-570-2288



アクセス図



西多摩衛生組合
公式サイト



<https://www.nishiei.or.jp>

多摩地域ごみ処理広域支援体制の対応経過

多摩地域ごみ処理広域支援体制に基づく広域支援要請書の提出【令和2年5月26日】

小平・村山・大和衛生組合（構成市：小平市・東大和市・武蔵村山市）は、多摩地域ごみ処理広域支援体制実施要綱第10条第1項の規定に基づき、多摩地域ごみ処理広域支援協議会会長（令和2年度会長：あきる野市）に対し、多摩地域ごみ処理広域支援要請書を提出し、支援の要請を行う。

- 支援予定量：11,900トン/年（家庭系可燃ごみ）
- 支援予定期間：令和3年4月1日～令和4年3月31日（年間100日程度）
【引き続き、令和7年度まで広域支援を依頼する予定】

多摩地域ごみ処理広域支援体制実施要綱第10条（支援の調整）

第10条 支援が必要な事態が生じた市町村等は、速やかに広域支援協議会会長に多摩地域ごみ処理広域支援要請書を提出し、支援の要請を行うものとする。
2 広域支援協議会は、前項の要請に基づき、支援が必要なごみ量及び期間、運搬に係る距離及び経路を勘案するなど、円滑で合理的な支援を考慮し、調整を行うものとする。

多摩地域ごみ処理広域支援協議会（会長：あきる野市）

第1回 多摩地域ごみ処理広域支援協議会開催【令和2年6月30日】

■ 令和2年度 多摩地域ごみ処理広域支援協議会の体制

東京都市町村清掃協議会選出会員			三多摩清掃施設協議会選出会員		
羽村市	【会長】 あきる野市	西東京市	ふじみ衛生組合	【副会長】 西秋川衛生組合	多摩ニュータウン環境組合

会議結果

1. 多摩地域ごみ処理広域支援体制実施協定書第3条（適用範囲）に該当していることを確認

小平・村山・大和衛生組合の構成3団体が策定した一般廃棄物処理基本計画および小平・村山・大和衛生組合が策定した（仮称）新ごみ焼却施設整備基本計画において、（仮称）新ごみ焼却施設の整備（更新）の建設計画があることなどから、多摩地域ごみ処理広域支援体制実施協定書第3条第2号（事前予測可能事態）に該当することを確認した。

多摩地域ごみ処理広域支援体制実施協定書第3条（適用範囲）

第3条 多摩地域ごみ処理広域支援体制の適用範囲は、次のとおりとする。

- (1) 緊急事態（市町村等のごみ処理施設等に、不慮の事故等による突発的な施設停止又は処理能力の著しい低下が生じ、適正処理に支障が生じた場合をいう。）
- (2) 事前予測可能事態（市町村等のごみ処理施設等が、予め計画された定期点検整備、改修工事又は更新若しくは新設のため、その運転を停止し、適正処理に支障が生じる見込みがある場合をいう。ただし、更新又は新設の場合においては、一般廃棄物処理基本計画等に基づき、当該施設の建設計画が、市町村等において決定されている場合に限る。）

2. 多摩地域38団体の全市町村及び一部事務組合に支援受入可能性調査を実施

第1回多摩地域ごみ処理広域支援協議会の結果について情報提供するとともに、支援受入可能性調査を令和2年7月2日付けで実施する。（回答対象は、可燃ごみ焼却施設を有する13団体）

支援受入可能性調査の回答【令和2年7月9日】

7月2日の調査依頼を受け、西多摩衛生組合では、多摩地域ごみ処理広域支援体制実施協定書第5条（支援協力）に照らし、施設規模、技術的側面から、構成市町の可燃ごみ処理に支障のない範囲での受入れが可能である旨、回答する。

多摩地域ごみ処理広域支援体制実施協定書第5条（支援協力）

第5条 市町村等は、支援の依頼があった場合に、特別の事情がない限り、積極的にその要請に応えなければならない。

調査の回答

- ① 受入可否：受入可
- ② 受入可能量：総量7,000トン（過去の広域支援受入実績から算出※）
- ③ その他：西多摩衛生組合の受入基準の遵守（長さ50cm以下、太さ10cm以下）



西多摩衛生組合

※ 総量7,000トンは、施設性能から見た年間最大焼却可能量108,800トン（160トン/日×2炉×340日）、直近の年間ごみ搬入量61,700トンおよび過去の広域支援受入実績などを考慮し、算出しています。

第2回 多摩地域ごみ処理広域支援協議会開催【令和2年7月28日】

会議結果

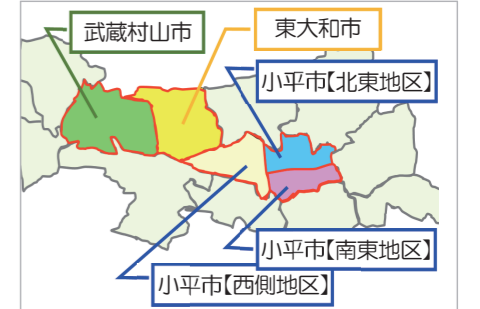
1. 支援受入可能性調査の結果（13団体中：受入可9団体・受入不可4団体）

団体名	構成団体等	受入可能量		発電設備
		年間量	日量	
1 八王子市	戸吹清掃工場（北野清掃工場除く）	約430トン	約19トン	有
2 武蔵野市	—	約1,000トン～1,500トン	約10トン	有
3 町田市	—	1,000トン	10トン	有
4 ふじみ衛生組合	三鷹市・調布市	4,000トン	—	有
5 柳泉園組合	東久留米市・清瀬市・西東京市	6,000トン	—	有
6 西多摩衛生組合	青梅市・福生市・羽村市・瑞穂町	7,000トン	—	有
7 多摩川衛生組合	稲城市・狛江市・府中市・国立市	8,000トン	—	有
8 西秋川衛生組合	あきる野市・日の出町・奥多摩町・檜原村	—	10トン（300トン/月）	有
9 多摩ニュータウン環境組合	多摩市・八王子市・町田市	9,000トン	—	有

※ 受入不可団体：立川市・昭島市・東村山市・浅川清流環境組合

2. 小平・村山・大和衛生組合からの意見聴取

- (1) 広域支援に係る地区割について【右図参照】
小平市は人口が多く、東西に距離が長いので3つの地区に分け、地区ごとに個別の支援先へ搬入する。東大和市および武蔵村山市は、各々、市全域を1つの地区として捉え、市ごとに個別の支援先へ搬入する。
それぞれの地区ごとに、運搬に係る距離及び経路などを考慮して、ごみの搬入が円滑で合理的であると考えられる団体に支援をお願いしたい。



- (2) 支援団体について
ア 相対的に施設規模が大きく、ごみを安定的に受入れが可能な団体、また、環境負荷軽減の観点から、「発電設備を有する団体」を基本として支援をお願いしたい。
イ 支援団体の負担が集中することのないよう、「複数団体への支援」をお願いしたい。また、日ごとの搬入量、搬入予定等についての支援団体との十分な連絡調整、収集運搬業者による各支援団体の搬入ルールの遵守徹底等を図るとともに、収集運搬事業者の業務の複雑化を緩和するため、支援団体数については、ある程度抑制を図っていききたい。

(3) 支援団体の要望について

- ア 右図のとおり、施設規模、各地区からの距離、交通状況等を考慮し、柳泉園組合、ふじみ衛生組合及び西多摩衛生組合の3団体を支援調整団体として当事者間協議を進めていきたい。
イ 令和3年度の合計支援量約11,900トンを3等分し、1団体約4,000トンをお願いしたい。
ウ 当事者間協議の結果、支援要請量に満たない場合は、再度、範囲を広げて調整をしていただきたい。



3. 多摩地域ごみ処理広域支援協議会による調整

支援受入可能性調査結果および小平・村山・大和衛生組合（支援要請団体）の意見を踏まえ、多摩地域ごみ処理広域支援体制実施要綱第10条第2項（支援の調整）に基づき、円滑で合理的な支援を考慮し、調整結果を取りまとめた。

【多摩地域ごみ処理広域支援協議会の調整結果】

- ★1 柳泉園組合、ふじみ衛生組合及び西多摩衛生組合の3団体を支援調整団体とし、小平・村山・大和衛生組合は、各支援調整団体との間で当事者間協議を進めること。
- ★2 協議の進捗状況、委託契約の締結等については、多摩地域ごみ処理広域支援協議会へ報告を行うこと。
- ★3 当事者間協議の結果、支援要請量を充足しないことが見通される場合は、再度、多摩地域ごみ処理広域支援協議会において、範囲を広げて支援の調整を行うものとする。

用語解説

多摩地域ごみ処理広域支援体制実施協定および同実施要綱とは？

多摩地域の30市町村及び8団体の一部事務組合では、予測できない緊急事態や、あらかじめ計画された更新・新設等により、相互支援協力の必要な事態が発生した場合に備え、『多摩地域ごみ処理広域支援体制実施協定』を締結し、協定書の定めにより相互支援による広域的な処理体制を確保しています。また、広域支援の実施に関し、必要な事項については、『多摩地域ごみ処理広域支援体制実施要綱』に定められています。なお、以前は多摩地域を3つのブロックに分け、支援の調整などが行われていましたが、新たな清掃工場の建設等により、3つのブロックで施設数や処理能力に不均等が生じたことなどから、令和2年4月に実施協定および同実施要綱の全部改正が行われています。

多摩地域ごみ処理広域支援協議会とは？

多摩地域ごみ処理広域支援体制に関する運営、協議および支援の調整を行うため、多摩地域ごみ処理広域支援体制実施協定書第8条の規定に基づいて設置されます。東京都市町村清掃協議会と三多摩清掃施設協議会の各々の協議会の会員の互選により3団体ずつ選出し、計6団体で構成されます。

改正前の実施協定および同実施要綱で定めるブロック会やブロック協議会に代わる組織として、令和2年度より新たに発足しています。

東京都市町村清掃協議会・三多摩清掃施設協議会とは？

東京都市長会の附属協議会で、各々、東京都市町村の清掃担当、清掃施設を持つ市町村および一部事務組合によって組織されています。

広域支援依頼に伴う西多摩衛生組合の措置対応

小平・村山・大和衛生組合

多摩地域ごみ処理広域支援協議会の調整結果を踏まえ、西多摩衛生組合に広域支援の当事者間協議を依頼【令和2年8月11日】

- ◆西多摩衛生組合の管理者（羽村市長）は、小平・村山・大和衛生組合の管理者（小平市長）から広域支援の当事者間協議の依頼を受ける。

支援依頼

西多摩衛生組合

【依頼内容】

- 支援依頼期間：令和3年4月1日から令和4年3月31日まで
- 支援依頼量：約4,000トン/年（可燃ごみ）



西多摩衛生組合の基本姿勢

- 西多摩衛生組合構成市町（青梅市・福生市・羽村市・瑞穂町）の可燃ごみ処理を最優先とし、日常のごみ処理に支障を来すことのない範囲で広域支援が可能であること。
- 西多摩衛生組合の公害防止協定を遵守すること。
- 施設の維持管理上において影響が生じない範囲で広域支援を実施する。
- 広域支援の受入状況等について、羽村・瑞穂両協議会に報告するとともに、周辺住民に対して積極的に情報公開をする。
- 搬入措置対応については、技術的措置対応に関する検討結果に基づき、羽村・瑞穂両協議会と協議を行う。

技術的措置対応に関する検討結果

1. 施設の焼却能力とごみ搬入量増加について

当組合の焼却プラントの容量および過去のごみ搬入量等の実績から、広域支援量年間約4,000トンの焼却処理は技術的に可能。

2. 広域支援搬入後の焼却炉運転計画（案）について

広域支援を受託した場合の焼却炉運転計画については、当初運転計画に対し、延べ25日間の2炉稼働日を増加させることで、広域支援全量の焼却処理が行えます。

3. ごみ焼却量増加に伴う受発電・売電への影響について

広域支援によってごみ量が増加し、2炉稼働日が増加することに伴い、自家発電電量が増加するとともに、購入電力の減少、余剰電力の売電が増加します。また、より効果的な運転計画立案により、温室効果ガスの発生抑制や電力料金の削減なども図ることが可能です。

4. 広域支援のごみ質について

広域支援により搬入されるごみ質は、当組合構成市町のごみ質と比較し、若干低カロリーのごみ質ですが、プラント設計上のごみ質の範囲内であることから、焼却・排ガスデータ等に大きな影響はなく、安定運転が行えるものと判断します。

5. ごみ焼却量増加に伴う周辺環境への影響について

広域支援に係る周辺環境への影響については、これまでの広域支援時の排ガス測定データや、周辺の大気環境測定データの変動などを検証し、この度の広域支援にあっても、周辺環境への著しい影響はないものと判断します。

6. 広域支援によるごみ搬入車両の増加について

広域支援の搬入日数は年間69日、搬入車両の台数は日量20~40台を見込んでおり、月・火・木・金曜日に搬入予定です。過去の広域支援時やこれまでの搬入車両が多い年始時期の実績から、搬入車両増加による周辺地域への交通渋滞等の著しい影響はないものと判断します。

7. 広域支援のごみ搬入ルートについて

搬入ルートは、新青梅街道⇄箱根ヶ崎駅西口交差点⇄都道163号線⇄西多摩衛生組合のほか、緊急時の予備ルートを設定します。また、小中学校等の通学路について搬入業者に周知し、安全運転の徹底を図ります。

＜令和3年度 当初運転計画と広域支援搬入後比較＞

項目	当初計画	支援搬入後	増減	
ごみ搬入量(トン/年)	構成市町	61,700	61,700	0
	広域支援	0	3,954	3,954
	合計	61,700	65,654	3,954
焼却炉運転日数(日/年)	1号炉	146	147	1
	2号炉	117	128	11
	3号炉	138	151	13
	合計	401	426	25
焼却量(トン/年)	1号炉	22,460	22,620	160
	2号炉	18,160	19,600	1,440
	3号炉	21,100	23,500	2,400
	合計	61,720	65,720	4,000
1 炉稼働日(日)	287	262	-25	
2 炉稼働日(日)	57	82	25	
全炉停止日(日)	21	21	0	

※以上の検討結果から、広域支援による年間約4,000トンの受入れを行っても、施設維持・運転管理上において特筆すべき問題は無く、周辺環境への影響についても問題ないと判断しています。

西多摩衛生組合の対応経過

日付	対応経過等
令和2年8月11日	当組合は、小平・村山・大和衛生組合から、多摩地域ごみ処理広域支援体制実施協定に基づく広域支援依頼を受ける。同日付けにて構成市町へ通知し、広域支援に伴う構成市町の意見集約を依頼する。
8月13日	小平・村山・大和衛生組合からの広域支援依頼に関し、組合議会議員および羽村・瑞穂両協議会へお知らせする。また、公害防止協定書第1条第3号の規定に基づき、羽村・瑞穂両協議会に搬入措置対応の協議を依頼する。
8月19日	西多摩衛生組合幹事会（構成市町担当部課長会議）において、広域支援に関わる経過と技術的措置対応に関する検討結果の説明を行う。また、本件について構成市町の意見集約結果を取りまとめる。 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>■ 小平・村山・大和衛生組合への広域支援の対応に伴う西多摩衛生組合構成市町（青梅市・福生市・羽村市・瑞穂町）の意見</p> <p>小平・村山・大和衛生組合の広域支援については、多摩地域ごみ処理広域支援体制実施協定書に基づき設置された多摩地域ごみ処理広域支援協議会において、同協定書第3条の適用範囲内であることが確認されています。また、円滑で合理的な支援を考慮した結果、西多摩衛生組合などの3団体を支援調整団体とし、小平・村山・大和衛生組合と当事者間協議を進めていくことが決定されています。</p> <p>このため、同協定書第5条により西多摩衛生組合の可能な範囲で、積極的にその要請に応えるべきものと考えます。</p> <p>なお、西多摩衛生組合における公害防止協定を遵守し、羽村・瑞穂両協議会をはじめ、周辺住民に対して、西多摩衛生組合の搬入措置対応について、十分な説明を行い、ご理解を得ることで、安全・安心な広域支援の実現に努めるべきであると考えます。</p> </div>
8月24日	西多摩衛生組合正副管理者会議において、多摩地域ごみ処理広域支援協議会での調整結果、構成市町の意見集約結果を踏まえ、広域支援協定の相互扶助の趣旨を尊重し、小平・村山・大和衛生組合との当事者間協議および地元協議会との搬入措置に関する協議を進めて行くことを確認する。
8月28日	西多摩衛生組合議会議員全員協議会において、組合議会議員に対し、広域支援に関わる経過と技術的措置対応に関する検討結果の説明を行うとともに、正副管理者会議の会議結果について報告する。
9月3日	羽村九町内会自治会生活環境保全協議会総務会および瑞穂町環境問題連絡協議会代表理事を対象とした説明会を開催し、広域支援に関わる経過と技術的措置対応に関する検討結果、正副管理者会議の会議結果について説明・報告するとともに、意見交換を行う。
9月中旬	西多摩衛生組合広報紙『にしたまエコにゆうすNo.31』（本紙）を羽村・瑞穂両協議会区域内へ全戸配布し、区域内在住者を対象とした住民説明会（9月27日(日)開催）をお知らせする。

宮城県大崎市の災害廃棄物受入れを継続します

当組合では、令和元年台風第19号で被災した宮城県大崎市を支援するため、令和2年6月から7月に災害廃棄物（稲わら）を受入れ処理しましたが、今なお、被災地での処理が困難であることから、宮城県から東京都に対し、受入量の変更（増量）要請がありました。

このことから、特別区長会、東京都市長会、東京都町村会、宮城県大崎市、東京都、宮城県の6者で、当初の受入量を変更する「令和元年台風第19号に伴う災害廃棄物の処理に関する協定書の一部を改正する覚書」が締結されました。これに伴い、当組合では、下記のとおり災害廃棄物受入れを継続してまいりますのでお知らせします。被災地の一日も早い復旧・復興支援のため、皆さまのご理解とご協力をお願いします。

【追加支援等の内容】

- 支援先 宮城県大崎市
- 追加支援期間 令和2年10月初旬から11月末日まで（土日を除く）
- 受入廃棄物 稲わら（災害廃棄物）
- 追加受入量 約110トン
既受入量 268.64トン
受入総合計 最大400トン（追加受入前360トン）